

家畜の自家用と殺は許可が必要で

これから、正月にかけて家畜を自家用と殺して食用にするかたが多くありますが、家畜を自家用と殺する場合は、と畜場法によつて、と殺月日と殺場所、その他を書面によつて保健所に届出で許可を得なければならぬことになつております。それには、次の許可条件がありますからお知らせいたします。

一、対象家畜は豚、綿羊、山羊、(種)牛(一カ年未満の牛)であり、(種)牛(一カ年未満の牛)は、食用に供する場合、または、産物の、または、買入後三ヶ月以上家庭において飼育し

二、食用者の範囲は、届出人をおよびその同居者でなければなりません。

三、と畜場から一里以上の交通と殺場所、その他を書面によつて保健所に届出で許可を得なければならぬことになつております。したがつて右以外は許可条件がありますからお知らせいたします。

四、共同出資して買入れ、出資額に応じて、肉を分配し食用に供する場合、または、組合、会社、学校、病院などの各種団体における自家用の



観光写真入選作...③...
『市日』星野邦之助(山田)

と殺については許可されません。五、届書は、と殺月日の二週間前までに保健所に提出してください。

以上の条件を備えていることを届出により判定した場合、保健所から「受理証」を交付しますが、条件を備えていない場合は届書をお返ししますからその点ご了承願います。受理証がなく、また、保健所の指示に従わないでと殺した場合は、と畜場法によつて罰せられます。

なお、届出書は保健所にありますからご利用ください。(栃尾保健所)

市役所休暇のお知らせ

市役所では、例年のとおりきたる二十九日から一月三日まで一般事務を休みます。(なお、四日は日曜日です)ただし、十二月の市役所への請求書は二十五日までにお届けください。支払いは三十日に行います。なお、二十五日以後の請求については、翌月に支払いたしますのでご了承ください。

国保だより

領収証は毎月十一日までに国保係へ
国保へ加入しているかたでやむを得ない理由により栃尾市と契約を結んでない医師ま

農地相談室 ③

文書化されていない小作契約の効力は?

【問】数十年前から小作地三反歩を借りて耕作してきていたが、最近所有者から「小作契約をしていないから、このとり入れが終つたら小作地を返してもらいたい」との申し入れをうけました。このような場合、小作地は返さなければならぬものでしょうか。

所有者は小作契約がないといいますが、小作料は毎

【答】質問では「小作契約をしていない」とありますが、数十年前から小作しており、また、所有者に小作料を支払つていたのであれば、契約は文書化されていなくとも、所有者との間に賃貸借契約が存在していると考えられます。

したがつて所有者が賃貸借契約の解約の申し入れをするには、知事の許可(農地法第二十条で規定されて

【問】数十年前から小作地三反歩を借りて耕作してきていたが、最近所有者から「小作契約をしていないから、このとり入れが終つたら小作地を返してもらいたい」との申し入れをうけました。このような場合、小作地は返さなければならぬものでしょうか。

所有者は小作契約がないといいますが、小作料は毎

【答】質問では「小作契約をしていない」とありますが、数十年前から小作しており、また、所有者に小作料を支払つていたのであれば、契約は文書化されていなくとも、所有者との間に賃貸借契約が存在していると考えられます。

したがつて所有者が賃貸借契約の解約の申し入れをするには、知事の許可(農地法第二十条で規定されて

昭和33年度第四次陸海空自衛官募集

昭和三十四年三月一日現在十八才以上二十五才未満の男子で中学校卒業程度の学力を有する者。

◎受付期間
十一月一日～一月十四日

◎採用試験
一月二十日から二月五日までの内一日間。

志願者は、市総務課にありますが、おいでください。

広報とちお

第27号

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表) 750

人口の動き
(11月末日現在)
世帯数 7,209
人口 38,497人
男 18,640人
女 19,857人

第2回 農業祭総合品評会盛會に終る

多くなつた出品点数

第二回栃尾市農業祭総合品評会が十一月二十三日、四日栃尾高等学校において開かれ、出品物の多くなつた結果、出品点数は、前年より多くなつた。出品物は、農産物四二八点、畜産四〇八点、養蠶二七八点、家畜六五〇点、木炭二二点、計一三〇〇点の多数であつて、農産物所計画部長渡辺兵力氏の「新しい村造り」の講演会が約二時間にわたつて行われ、午後

上は農産物、左は養蠶、右下は家畜



賞(農林二号)今井好夫(土ヶ谷)

- ▽大豆①高橋宗七(北荷頃)
- ▽小豆②佐藤祐司(中)▽えんげん③矢沢栄一(鴨ヶ島)
- ▽馬鈴薯④稲田正良(楡原)
- ▽里芋⑤飯浜實司(二ツ郷屋)
- ▽午芻⑥矢沢ヒロ子(川谷)
- ▽白菜⑦吉田三郎(巻洲)▽かんらん⑧酒井金兵衛(平)
- ▽こんにやく⑨佐藤定吉(赤谷)▽かぶ⑩酒井光夫(平)
- ▽大根⑪佐藤善八(金沢)
- ▽柿 中越支庁長賞(八珍柿)▽謙佐アツ子(鴨ヶ島)①(八珍柿)林良吉(原)②(蜂尾)星野武(来伝)
- 【養蠶の部】
- 【春蚕】知事賞 磯部誠一(西谷)中越養蚕販売農業協同組合連合会長賞①大崎喜三(次)荷頃)同、飯浜健三郎(下塩谷)同、今井周治(栃尾)同、杉野金吾(入東谷)
- ①阿部仙松(上塩谷)村越喜久二(下塩谷)金井恵作(東谷)磯部孝三(西谷)石丸長寿(半蔵金)小林ノヤ(栃尾)佐藤才一(荷頃)大崎力之助(入東谷)
- 【夏秋養蠶】中越支庁長賞 木山忠成(半蔵金)中越養蚕販売農業協同組合連合会長賞 大塚元一(上塩谷)同、重沢長造(東谷)①重沢徳治(東谷)斎藤甚作(上塩谷)木炭の部
- 【白炭】中越支庁長賞 増沢三(栃尾)

綴つて保存いたしましょう

- 【黒炭】知事賞 酒井勇四郎(栃尾)①佐藤文治(来伝)田辺正吉(栃尾)
- 【殺肉牛】知事賞 佐藤伝三郎(北荷頃)
- 【綿羊】長岡地区畜産農業協同組合連合会長賞、東鏡羊毛株式会社社長賞、米山正彦(東中野)東鏡羊毛株式会社社長賞①藤田俊一(塩新町)②諸橋義英(北荷頃)同③米山正彦(東中野)同④小林弘平(巻洲)
- 【種豚】長岡地区畜産農業協同組合連合会長賞、中越支庁長賞 藤本忠吉(金沢)
- 【山羊】長岡地区畜産農業協同組合連合会長賞 笠井士郎(一之渡戸)
- 【養蠶の部】
- 【第一部】知事賞(紅白)小林富次(栃尾町)
- 【第二部】紅白 鯉政(一之渡戸)
- 【第三部】中越支庁長賞(昭和三)淺井榮太郎(吹谷)①三

年末の郵便物は 早目に願います

年末が近づきますと贈答用小包や年賀状で郵便物が激増しますので、これらの郵便物は早めに差し出されるよう郵便局では望んでおります。

1、年賀状は十二月二十三日頃までに、年末贈答小包は十二月二十日頃までに差し出してください。

2、第三、五種、すなわち業務用書類や印刷物は十五日頃までに差し出してください。

3、年賀状のあて名は、はつきりと書いてください。

